

郡山市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成25年1月16日

郡山市長 原 正 夫

郡山市規則第1号

郡山市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(認定申請書に添付する図書)

第2条 省令第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 法第53条第1項の規定による認定の申請に係る建築物（以下この条において「認定申請建築物」という。）がエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下この号において「登録建築物調査機関」という。）により法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認定された場合 登録建築物調査機関が発行するその旨を証する書類
- (2) 認定申請建築物が住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この号において「登録住宅性能評価機関」という。）により法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認定された場合 登録住宅性能評価機関が発行するその旨を証する書類
- (3) 認定申請建築物の全部又は一部が住宅品質確保法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関により住宅品質確保法第31条第1項の住宅型式性能認定（以下この号において「住宅型式性能認定」という。）を受けた型式に適合する場合であって、当該住宅型式性能認定が法第54条第1項各号に掲げる基準の全部又は一部に適合するとき 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「住宅品質確保法省令」という。）第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書（次条第1号において「住宅型式性能認定書」という。）の写し
- (4) 認定申請建築物の全部又は一部が住宅品質確保法第40条第1項に規定する認証型式住宅部分等（以下この号において「認証型式住宅部分等」という。）である場合であって、当該認証型式住宅部分等が法第54条第1項各号に掲げる基準の全部又は一部に適合するとき 住宅品質確保法省令第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書（次条第2号において「型式住宅部分等製造者認証書」という。）の写し

2 前項の規定にかかわらず、法第53条第1項又は第55条第1項の規定による申請をしようとする者は、法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。第4条第2項において同じ。）の規定による申し出をする場合で、当該低炭素建築物新築等計画が建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第2号又は第3号に定める基準（同条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有するこ

とに係る部分に限る。)によるものであるときは、同法第77条の35の5第1項に規定する指定構造計算適合性判定機関による判定により安全な構造であることが確かめられたことを証する書類を添付するものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、提出された申請書及び図書のみによっては審査することが困難であると認めるときは、前2項に規定する図書のほか、審査上特に必要と認める図書の提出を求めることができる。

(認定申請書に添付を要しない図書)

第3条 省令第41条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 住宅型式性能認定書の写しを添えた場合 当該住宅型式性能認定書において、住宅品質確保法省令第64条第1号イ(3)の規定により住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書

(2) 型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えた場合 当該型式住宅部分等製造者認証書において、住宅品質確保法省令第64条第1号ロ(4)の規定により住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書

(申請書等の提出部数)

第4条 省令第41条第1項及び第45条に掲げる申請書の提出部数は、正本2通(第2条第1項第1号又は同項第2号に定める書類が添付されているものについては、正本1通)及び副本1通とする。

- 2 法第54条第2項の規定に基づき提出する建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書の提出部数は、正本2通(同法第93条第1項の規定による消防長又は消防署長の同意を必要とする場合にあっては、3通)及び副本1通とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、同項の申請書の提出部数は、当該低炭素建築物新築等計画が、建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準(同条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。)によるもの以外であるときは、正本1通(同法第93条第1項の規定による消防長又は消防署長の同意を必要とする場合にあっては、2通)及び副本1通とする。

(申請の取下げ)

第5条 法第53条第1項又は第55条第1項の規定による申請をした者は、市長が当該認定をする前に当該申請を取り下げようとするときは、速やかに取下げ届(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(工事完了報告)

第6条 法第54条第1項の規定により認定を受けた者又は法第55条第2項において準用する同法第54条第1項の規定による変更の認定を受けた者は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事が完了したときは、速やかに工事完了報告書(第2号様式)により市長に報告しなければならない。

(認定を受けた計画の取りやめ届)

第7条 法第54条第1項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき認定を受けた低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出は、取りやめ届

(第3号様式)により行わなければならない。

2 前項の申出には、省令第43条(省令第46条において準用する場合を含む。)に規定する通知書を添えるものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。